

# 志摩市子育て移住者空き家取得支援事業補助金 補助金交付までの流れ

※補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

令和7年度

## ① 志摩市子育て移住者空き家住宅取得支援事業補助金交付申請書を提出

申請者が提出

先着順ですので、募集件数を超える場合は補助金を受けられない場合があります。

【添付書類】

① 誓約書兼同意書(様式第2号)

② 申請者の戸籍の附票又は過去1年以内の住所の履歴が分かる住民票除票

③ 取得する住宅に居住する予定の者全員の住民票の写し(続柄の記載されたもの)

## ② 内容審査後、交付決定通知書の送付

市から通知

## ③ 空き家の購入(売買契約、建物登記名義変更)

■補助金の額に変更が生じる場合は、変更手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。ただし、増額の場合、予算の都合により対応できない場合がありますので予めご了承ください。

## ④ 完了実績報告書の提出(2月末日まで)

申請者が提出

【添付書類】

① 売買契約書の写し

② 空き家購入費の領収書の写し

③ 建物登記事項証明書の写し(所有名義変更後)

④ 取得した住宅に居住している者全員の住民票の写し(続柄の記載されたもの)

## ⑤ 内容審査後、交付確定通知書の送付

市から通知

## ⑥ 補助金支払請求書の提出

申請者が提出

※補助金は、購入費用の2分の1と30万円を比較して、いずれか少ない額

## ⑦ 補助金の振込